

安八町告示第71号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年3月26日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年5月1日

安八町監査委員
安八町監査委員

清 伸二
碓井 昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和2年3月26日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成31年3月26日、先進図書館視察研修(石川県白山市)他の旅費、使用料及び賃借料 8,984円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年9月12日付 安総第5183号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年9月12日付 安総第5184号 情報公開請求却下通知書
5. 伺い 支出命令の取り消しについて

- (平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
6. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
7. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入れについて (戻入れ金額 175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年3月27日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成31年3月26日、先進図書館視察研修(石川県白山市)他の旅費、使用料及び賃借料 8,984円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年4月24日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年4月23日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しく

は不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年4月24日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課をハートピア安八とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 平成31年3月26日(火)、ハートピア安八図書館(以下「図書館」という。)の職員2名(以下「職員ら」という。)は先進地図書館視察研修(以下「研修」という。)のため、石川県白山市立図書館(以下「研修図書館」という。)へ出張した。

(2) 研修図書館は、地域の情報拠点として市民の多様なニーズを受け入れ、きめ細かなサービスを実施することで「市民に親しまれる図書館」を目指すとの運営方針を掲げている。そのサービスは多岐にわたり、一般的なサービスのほかに多くの特徴あるサービスを実施している。学校図書館との連携については、子ども読書活動の全市的な推進を図り、2007年より設置した学校図書館支援センターを中心に、学校司書との連携及び協力により学校図書館の活性化を図っている。学校図書館支援図書室書庫には学校が優先的に使える約9,700冊の資料があり、授業内容に合わせて各学校の利用時期を調整したうえで必要とする資料を配送している。また、市内の小・中学校28校に専任で学校司書が配置され、学校司書と、学校図書館担当指導主事、市立図書館学校支援担当者、支援センター職員が月に1回集まり、司書部会(主催:学校教育課(教育委員会事務局))を開催している。これは、学校図書館の活性化を実現するために必要不可欠な情報を司書部会が共有し、研修図書館におけるサービス向上のために司書部会の部会員らが協力しあいながら研究することで専門的知識を向上させ、その結果、すべての学校で同じ図書館サービスを提供できるようにしている。その他にも、ビブリオバトル中学生大会や「図書館を使った調べるコンクール」の参加を推進し、「調べる学習」によって子どもたちが主体的に学ぼうとする意欲を育てることに力を注いでいる。

(3) 職員らが研修に出席する目的は、(2)の取り組みにより一定の成果を挙げている研修図書館を視察することで、学校図書館と公共図書館との連携を活かし、学校図書館支援センターを拠点とした配送システムや情報発信等、学校図書館との連携に関する課題や解決策等を直接聴取するため、又、図書館が小学校を対象

とした出前図書館、中学生を対象としたティーンズコーナーの図書の貸し出し、授業内容に応じた学習指導用の資料提供の推進を図るといふ図書館の役割を果たしていくためには、学校との連携をさらに強化し、学力向上の基盤となる読書活動を充実している研修図書館との連携が必要不可欠であると考えていたことから、当面におけるこれらの課題等につき意見交換をすることであった。

- (4) 職員らは、研修の機会を利用して(3)の目的を達成した。
- (5) 職員らのうち1名は研修の際、往路につき自宅から大垣駅までの間、復路については大垣駅から図書館までの間を自家用車にて、そして大垣駅から石川県松任駅までの間(往復路)を鉄道で移動した。
- (6) (5)にいう職員らのうち1名は、往路につき自宅から大垣駅までの間にて、研修に出席する別の1名を乗せ大垣駅に向かった。
- (7) 職員のうち1名が往路につき自宅から大垣駅までの間にて自家用車を使用した理由は、大垣駅で鉄道に乗車する時刻が大幅に始業時間より前であったことから、研修に直行するためであった。
- (8) 平成31年4月15日、(3)の目的をもって出席した研修に係る(5)の旅費が、安八町職員の旅費に関する条例(以下「条例」という。)第12条並びに第14条の規定に基づき、併せて駐車場代が一般会計から支出され、自家用車を使用した職員らのうち1名に支払われた。

第6 判断に当たったの関係法令等について

1 条例第6条第2項

(普通旅費の種類)

鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する旨が規定されている。

2 条例第6条第5項

(普通旅費の種類)

車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する旨が規定されている。

3 条例第12条第1項

(鉄道賃)

鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金による旨が規定されている。

4 条例第14条第1項

(車賃)

車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又

は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による旨が規定されている。

- 5 [八訂]地方公共団体歳入歳出科目解説 月刊「地方財務」編集局 編/ぎょうせい 296頁 第14節 使用料及び賃借料

使用料及び賃借料より支出される例が示されている。

- 6 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻第3号431頁

住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等6つの財務会計行為に(財務会計上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政上の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とすることができない。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「本件の出席者は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。また、車賃が444円であったが、条例第14条第1項では「車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。」と規定されており、444円だと12キロメートルであったと推察される。距離が12キロメートルであったことを証するものが添付されておらず疑義が持たれるものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、職員らが研修に出席することについて検討した。

はじめに職員らが研修会に出席する目的は、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(3)のとおりであり、職員らは図書館の責任ある立場の者である。

さて、研修に出席した職員らは、研修の機会を利用して、学校図書館と公共図書館との連携を活かし、学校図書館支援センターを拠点とした配送システムや情報発信等、学校図書館との連携に関する課題や解決策等を直接聴取しており、又、図書館が小学校を対象とした出前図書館、中学生を対象としたティーンズコーナーの図書貸し出し、授業内容に応じた学習指導用の資料提供の推進を図るという図書館の役割を果たしていくための当面の課題等につき意見交換等を行っている。

これらの事情を考慮すると、職員らが研修に出席したことは、職員らとして適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、職員らが研修の機会を利用して、研修での目的を達成するためにその職を務めることは、職員らの職務の範囲であり、条例や支出の例に基づき公

務であった研修に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

なお、請求人が請求の理由3の後段で主張している、「安八町職員の旅費支給規則には、第4条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更した場合には、できるだけすみやかに当該旅行命令簿等を町長へ提出しなければならない。」と規定されているが、本件には「旅行命令簿」が備わっているか監査されなければならない。備わっていないのであれば、安八町職員の旅費支給規則に規定されている「必要な書類」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。また、本件の証拠書類貼付台紙には「請求書」も添付されておらず違法若しくは不当な公金の支出である。」についてだが、これは行政事務のあり方を指摘しているものであって、法第242条第1項の趣旨に該当するものではないと判断したことから本件監査では検討しないこととした。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由3の記載のとおり、「公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。